

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定による土地
立入りの通知を受けた。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

広島県

二 事業の種類

その他河川 麓川 通常砂防事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

広島県江田島市能美町中町字麓一〇三三六番

四 立ち入ろうとする期間

令和六年一月二十二日から令和六年三月三十一日まで